

○ 議事日程（第5号）

- 1 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
- 2 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 3 議案第42号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）
- 4 議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結について
- 5 議案第44号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について
- 6 陳情第6号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情書
- 7 陳情第7号 さらになる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書
- 8 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
- 9 陳情第9号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める陳情書
- 10 発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について
- 11 発委第5号 さらになる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書の提出について
- 12 発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について
- 13 発委第7号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出について
- 14 発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議について
- 15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について
- 16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について
- 17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について
- 18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について
- 19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

○ 本日の会議に付した事件……議事日程に同じ

○ 出席議員次のとおり（13名）

2番	畔上恵子君	9番	渡辺正男君
3番	小林仁君	10番	湯本晴彦君
4番	志鷹慎吾君	11番	山本光俊君
5番	塚田一男君	12番	小林克彦君

6番	湯本 るり子 君	13番	小田 孝志 君
7番	徳竹 栄子 君	14番	白鳥 金次 君
8番	高田 佳久 君		

○ 欠席議員次のとおり（なし）

○ 職務のため議場に出席した議会事務局職員の職氏名次のとおり

議会事務局長	鈴木 明美	議事係長	宮崎 敏之
--------	-------	------	-------

○ 説明のため議場に出席した者の職氏名次のとおり

町 長	平澤 岳 君	教 育 長	竹 内 延 彦 君
副 町 長	久保田 敦 君	こども未来課長	望 月 弘 樹 君
総務課長	古幡 哲也 君	生涯学習課長	山 本 佳 史 君
未来創造課長	堀 米 貴 秀 君	経済振興課長	田 村 清 志 君
農林振興課長	金 井 哲 也 君	危機管理課長	田 中 浩 幸 君
建設水道課長	高 木 和 彦 君	住民税務課長	湯 本 豊 君
消 防 課 長	高 相 一 夫 君	健康福祉課長	小 林 佳 代 子 君
会計管理者	小 林 知 之 君		

(開 議)

(午後 2時00分)

議長(白鳥金次君) 議員各位には、公私ご多忙のところご出席をいただき、厚く御礼申し上げます。

ただいまの出席議員数は13名です。したがって、会議の定足数に達しておりますので、本日の会議は成立しました。

これより本日の会議を開きます。

-
- 1 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について
 - 2 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長(白鳥金次君) 議事に入ります。

日程第1 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について及び日程第2 議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定についての2議案について一括上程し、議題とします。

ただいまの議案につきましては、去る6月16日の本会議において、総務産業常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

山本総務産業常任委員長、登壇。

(総務産業常任委員長 山本光俊君登壇)

総務産業常任委員長(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、総務産業常任委員会の報告を申し上げます。

常 任 委 員 会 審 査 報 告 書

令和7年6月25日

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 治 様

総務産業常任委員長 山 本 光 俊

1. 委員会開催月日 令和7年6月18日
2. 開催場所 第1・第2委員会室
3. 審査議案

議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について

議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定について

(以上2件、令和7年6月16日付託)

当委員会は、上記付託議案について審査の結果、次のとおり決定したので会議規則第77条の規定により報告します。

4. 経過及び結果

審査区分 議案第38号、議案第39号

いずれも原案のとおり可決すべきものと決定

それでは、審査の経過について、若干補足の説明をさせていただきます。

まず、議案第38号ですが、2年前に山ノ内町長の給与の特例に関する条例が提案され、その際に、連合審査で行った実績を踏まえ、今回も連合審査とさせていただきました。

質疑では、条例案作成の時点で、期限や廃止できるための条件を付すべきではなかったのか、事務方として提言、進言などはしなかったのか、特別職の報酬審議会に諮る必要はなかったか、物価高騰により旅費規定の範囲では賄えず自己負担がかさむといった本会議での質疑における町長答弁について、今回の議案第38号より、特別職の職員の旅費または費用弁償に関する条例を見直すべきではという意見、実際どの程度自己負担があるのか、まずはできる限り規定の範囲内で宿泊できる場所を探すべき、規定を超える場合には自己負担とするのもやむなしなのではといった発言がありました。

質疑を終え、社会文教常任委員の方には退席をいただき、総務産業常任委員会にて討論、採決を行いました。討論はなく、採決の結果、賛成3名で多数となり、可決すべきものと決定いたしました。

次に、議案第39号について経過説明をさせていただきます。

今回の条例の一部改正は、地方公務員の育児休業等に関する法律の一部改正が行われ、これに伴って町の関係条例を一部改正するものです。

育児を行う職員の仕事と生活の両立支援を拡充して、育児時間の不足パターンの多様化、部分休業制度の拡充を図る内容となっています。現行の1日につき2時間を超えない範囲内とする育児時間、これを第1号育児時間と規定し、これに加え、1年につき条例で定める時間を超えない範囲の育児時間を第2号育児時間として新たに設置し、職員はどちらかを選択して取るという形になります。

こちらの第2号育児時間については、年間10日分の時間とし、1時間単位での取得となります。合計で、常勤職員の場合では77.5時間が1年で取得できます。非常勤の会計年度任用職員も同様ですが、1日当たりの勤務時間に10日分を掛けた時間を取得できることとなります。

また、令和6年人事院公務員人事管理に関する報告に基づき、国家公務員について法改正が行われる事項について、町条例についてもこれに準じた改正を行うこととし、職員が、子の年齢に応じて柔軟な働き方ができるような措置を任命権者に義務づける形で条例に規定する内容となっています。職員の勤務時間及び休暇等に関する条例に第14条の2を新たに新設し、職員また職員の配偶者が妊娠・出産を申し出た場合の育児休業等の情報提供、制度利用に係る職員の意向確認、意向への配慮等を任命権者に義務づける規定、また、3歳に満たない子を養育する職員に対しても、情報提供や意向確認を一定期間に行うことを任命権者に義務づける規定を新たに加えております。

なお、条例の施行日は令和7年10月1日からとなりますが、施行日以前においても、勤務時

間及び休暇等に関する条例第14条の2第2項に掲げる設置について職員等に配慮できることとしています。

また、施行日から令和8年3月31日までの間の第2号部分休業については、規定の時間の半年分とするよう経過措置として定めています。

委員会での質疑、討論では、発言は特になく、採決の結果、賛成4名で多数となり、可決すべきものと決定いたしました。

報告は以上です。

議長（白鳥金次君） これより委員長報告に対し、議案ごと、質疑、討論、採決を行います。

まず、議案第38号について、質疑を行います。

1人で複数の質疑がある場合は、指名した際、質疑の数を明示し1件ずつお願いします。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案について反対者の発言を許します。

12番 小林克彦議員、登壇。

（12番 小林克彦君登壇）

12番（小林克彦君） 12番 小林克彦です。

議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定について、反対の討論をいたします。

町長は、議案第33号の提案説明で、活動費が不足しているとの趣旨の発言をされましたが、それこそ身を削っての真髓ではありませんか。自ら決断し、華々しく掲げた公約です。最後までやり切ってこそ評価されるのではないのでしょうか。

それでは、私が反対する理由を申し上げます。3点ほど。

まず、選挙公約についての考え方です。公約とは、任期4年間にわたる町民との契約であり、任期途中で解約などはありません。町長の公約は、6項目の具体策と町長給与30%カットであります。条例の効力の期限を附則2項で町長職の退職の日までと定めています。したがって、今回の任期途中で条例廃止は、公約を骨抜きにする暴挙と言わざるを得ません。公約を信じた町民は契約解除を一方的に迫られ、誠に残念であります。もし、当初から給与30%カットを途中で元に戻すことも想定にあったのなら、単年度ごとの時限立法や解除条件付きの条例とする方法も考えるべきでした。もっとも、選対の中に公約なんて選挙までという思考の方がおられたのでしょうか。

次に、6項目の具体策について重点的なものを拾い出しました。これら全て、具体策はこれからの山ノ内町が豊かで住みやすい町になるための手段であり、行政としての町自体もさることながら、最も配慮すべきは、最終的な結果として町民がいかに豊かになったかです。町民の生活を注視することが、最も重要かつ本来の姿であります。その後、町民の所得の増減

を何をもって測るか、その指標は何かであります。その一つは、住民税の収入済額であります。実質金額の把握は非常に難しいのですが、名目額としては十分参考になります。最低賃金は時給50円、約5.3%アップの998円、物価は食品を除いて2.9%アップと報道されていますので、単純計算で実質所得は2.4%増で、ここに食費を考えますと、町民は変わらず苦しい生活が続いている現状です。

ちなみに、住民税は、個人住民税、これは所得に対してかかるものですから名目賃金ということになります。ここから、物価がどう変動するかによって、名目と実質がイコールになるということですが、令和元年度は、町全体で納税義務者が6,742人で4億2,587万円、令和5年度が4億4,759万円です。これでいきますと、令和6年度の決算見込みが、出納検査が終わっていますので金額は分かっているらっしゃると思いますが、名目の5%を加えた4億7,131万円、これを超えているかどうかで、これが重要な要素だろうと思います。

それから、法人についても、コロナ前の令和元年度は7,741万円、令和5年度は7,392万円と、令和5年度はまだコロナ前に復帰しません。これが、法人のほうも、コロナ前に回復しているか、それとも大きく伸びているか、これが大きな指標になるんだろうと思います。

次に、人口の減少、この統計も非常に注意して判断する必要があります。要素として、季節による変動、それから、外国人労働者の変動、現在は外国人労働者も日本国籍と一緒に、別枠ではありますが、統計が取られている。その合計を人口として公表しております。よって、この区別をよく見なければいけない。それから、若者の絶対数の減少です。これは、18歳もしくは20歳過ぎて町外へ出る人数が50%ということであっても、絶対数が、分母が200と100では大きく人数に変動があります。ですから、分母をよく見なければいけないということです。

結論として、日本人は令和5年、6年の2か年で444人減少しています。今までは年約200人でした。ところが、この2年間は222人ということで人口減少が大きい。人数からいきますと、令和5年が、日本人だけです、1万1,095人、令和6年5月は1万651人です。人口減少は止まっています。ただ、貴重な山ノ内町の人手不足を担ってくださる外国人の季節雇用者の方は年々増えまして、昨年の12月は458人、住民基本台帳に載っています。しかし、今年の5月は355人ということで、どうも調べてみますと、農業関係の労働者の方はとどまるけれども、それ以外の方は転出されるということのようです。ともに所得も減り、人口減少もとまらない、非常に厳しい状況に町民の生活は続いているということです。

最後に、議会の使命であるチェック機能を行使せず、2年後、町民の審判を上げば済むという考えは、議会不要論に直結する重大な背信行為だと思います。冷静な判断を議員各位にはお願いしたい。いずれにせよ、自力、他力を問わず、本条例廃止の条件はいまだ整っていないと私は判断し、原案に反対します。

議長（白鳥金次君） 次に、原案に対し賛成者の発言を許します。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 次に、原案に対し反対者の発言を許します。

8番 高田佳久議員、登壇。

(8番 高田佳久君登壇)

8番(高田佳久君) 議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例に反対の立場で討論させていただきます。

16日の本会議で行われた議案第38号に対する質疑では、財政が好転していると感じての条例提案かとの私の問いに対し、平澤町長は、現在、財政が物すごくよく好転しているというふうには言い難い状況で、人件費の高騰なども伴い、町財政として引き続き厳しい状況ですが、実績として、湯田中駅周辺及び上林総合案内所整備など観光産業への貢献、町政として今まで止まっていた町としての動きを加速させている。また、ふるさと納税では、国のルールが厳しくなっている中でも、しっかりと業績を上げており、それらをしっかりと今後町民サービスにも使っていきたい。町行政の様々な改革を行っており、実績を評価していただきたいと答弁しました。

私自身、平澤町政に対し、実績など評価すべきところは評価をいたしておりますが、町長給与30%カットは公約という町民との約束事であり、財政状況の好転が見られるまでの間との公約として約束をした以上、遵守すべきものと思います。また、大抵の場合、首長給与カットの実施期間を1年間などの時限とするところ、町長給与特例条例では、実施期間を当面の間としたことで、平澤町長として強い決意をしていると私は2年前に感じておりました。公約の遵守を最大限の根拠と考え、財政の好転を判断基準とした結果、残念ながら達成ならずと判断いたしました。町議会議員として町民の負託に応えるためにも、廃止条例には反対するものです。

皆様のご賛同を切にお願い申し上げ、以上で反対討論を終わります。

議長(白鳥金次君) ほかに討論はありませんか。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第38号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第38号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(多数起立)

議長(白鳥金次君) 起立7人で多数です。

したがって、議案第38号 山ノ内町長の給与の特例に関する条例を廃止する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

次に、議案第39号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長(白鳥金次君) 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第39号を採決します。

本案に対する総務産業常任委員長の報告は可決であります。

議案第39号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第39号 職員の勤務時間及び休暇等に関する条例及び職員の育児休業等に関する条例の一部を改正する条例の制定については、総務産業常任委員長の報告のとおり可決されました。

3 議案第42号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）

議長（白鳥金次君） 日程第3 議案第42号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）を上程し、議題とします。

提案説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第42号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）についてご説明申し上げます。

補正の内容は、歳入歳出予算の補正で、歳入歳出それぞれ867万円を増額し、予算総額を歳入歳出それぞれ84億8,307万2,000円とするものです。

今回の補正予算につきましては、令和7年5月27日付で、国の令和7年度一般会計予備費の使用が閣議決定され、物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金の推奨事業メニュー分として1,000億円が措置されました。これにより、5月28日に県から各市町村へ追加分の交付限度額が示され、当町へは849万5,000円を配分する通知がありました。

当交付金については、物価高騰の影響を受けた生活者等の支援を目的としていることから、今回、子育て世代支援のため、学校給食費の一部補助として交付金を充当し、小・中学生の保護者のさらなる負担軽減を図るものでございます。

初めに、5ページの歳入から申し上げます。

15款国庫支出金の2項1目総務費国庫補助金の物価高騰対応重点支援地方創生臨時交付金につきましては、交付限度額として配分額の849万5,000円を計上するものです。

19款の繰入金の1項2目の財政調整基金繰入金では、財源調整分として17万5,000円を計上します。

続いて、6ページの歳出について申し上げます。

9款教育費の6項3目学校給食費ですが、18節負担金補助及び交付金では、小・中学生1人当たり1万5,000円を上限とし、学校給食費の一部を補助するため840万円を計上します。

このほか、関連するものとして、3節の時間外勤務手当、10節の消耗品費、11節の通信運搬費及び手数料など、合計27万円を計上しております。

ご説明は以上です。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

12番 小林克彦議員。

12番（小林克彦君） 6ページの負補交の840万円、誠にありがたいことなのですが、これを支給されることによって、保護者の負担割合がどのくらい減るのか、最終的に負補交で入金と保護者の負担割合、それを教えてください。

議長（白鳥金次君） こども未来課長。

こども未来課長（望月弘樹君） お答えします。

現在、給食費につきましては、半額を公費負担しているところでございますが、今回、上限1万5,000円ということで負担させていただいた場合につきましては、小学生につきましては公費負担が74.2%、ですので、保護者の負担につきましては25.8%になります。

中学生につきましては、公費負担が70.5%、したがって、自己負担につきましては29.5%になる見込みでございます。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第42号を採決します。

議案第42号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第42号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第2号）については、原案のとおり可決されました。

4 議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結について

議長（白鳥金次君） 日程第4 議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結についてを上程し、議題とします。

提案説明を求めます。

平澤町長、登壇。

(町長 平澤 岳君登壇)

町長(平澤 岳君) 議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結についてご説明申し上げます。

内容は、志賀高原総合会館98の2階にあります長野県志賀高原自然保護センターの展示物の改修業務で、1億9,998万円にて、東京都千代田区丸の内3-4-1、新国際ビル2階、株式会社SPフォーラム代表取締役江川克之と委託契約を締結するため議会の議決をお願いするものです。

細部につきましては、経済振興課長から補足の説明をさせます。十分ご審議の上、ご承認をお願いいたします。

議長(白鳥金次君) 補足の説明を求めます。

経済振興課長。

経済振興課長(田村清志君) 議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結について、補足の説明を申し上げます。

契約の方法は随意契約で、契約の相手方は、令和6年度において公募型の技術提案プロポーザルにより本業務に係る設計業務を受託している業者であり、お配りしました資料の裏面のとおり、博物館等の展示施設の総合コンサルティング、調査・企画、設計監理等を主要業務とし、御岳山ビジターセンターや南紀熊野ジオパークセンター、国営アルプスあづみの公園等で本件と同様の業務を行っており、地方自治法等の規定により、町建設工事請負人等選定委員会の審査を経て見積りを徴取し、6月16日付で仮契約を締結しています。

財源につきましては、事業費の2分の1を国庫補助金、4分の1を県補助金、補助残の4分の1につきましては過疎債を活用する計画であります。

改修の概要につきましては、表面でございますけれども、大きくAからGの6ブロックとし、志賀高原の大地の成り立ちや地形、高原の樹木、動植物などに直接接触することができる体験コーナーの設置、雄大な自然と四季のアクティビティを体感できるシアター、プロジェクションマッピングによるトレッキングコースやスキー場などを投影したデジタルジオラマの設置などです。現在も展示している志賀高原ユネスコエコパークの紹介のほかに、新たにABMORI活動の紹介も行います。自然、歴史、文化をはじめ、様々なアクティビティや志賀高原を満喫するための魅力ある情報を発信することにより、多くの観光客や学校関係者などが年間を通じて訪れていただける施設を目指しております。

工期につきましては、議会議決の日から令和8年2月末までで各種準備作業を行い、令和8年4月のリニューアルオープンを予定しています。なお、現地での作業期間となる9月下旬から3月下旬まで、現在のセンターは休館とします。

補足の説明は以上です。

議長(白鳥金次君) これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

9番 渡辺正男議員。

9番（渡辺正男君） 9番 渡辺正男です。

先ほど、補足説明の中で、令和6年度のプロポーザルでの業者選定というような説明でした。

このプロポーザルに参加された業者の数は何社でしょうか。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） 広く募集を行いました。今回のSPフォーラムさん1件でした。

議長（白鳥金次君） 9番 渡辺正男議員。

9番（渡辺正男君） 最後の質問ですが、プロポーザルに1社で、このプロポーザルの内容がすばらしくて、通常であれば何社か、その中で比較して点数の高かったところが落札するというような形だと思っておりますが、今回1社ということで、提案のすばらしさという部分と価格の妥当性、1社しかないわけですから、その辺はどんなふう判断をされたのか、お願いします。

議長（白鳥金次君） 経済振興課長。

経済振興課長（田村清志君） お答えいたします。

やはり、1社ということで、どのぐらいの金額がいいかというのは、なかなか難しいところではあるかと思っておりますが、先ほど申し上げましたとおり、様々な事業を行っているということでの実績、また、審査に当たりまして、関係者によりまして内容を審査した中で、この内容でよいということで認めたということだと思っておりますので、妥当な金額で業者を選んだということと理解しております。

以上です。

議長（白鳥金次君） ほかにございませんか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第43号を採決します。

議案第43号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第43号 長野県志賀高原自然保護センター展示改修制作設置等業務委託契約の締結については、原案のとおり可決されました。

5 議案第44号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定について

議長（白鳥金次君） 日程第5 議案第44号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてを上程し、議題とします。

提案説明を求めます。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 議案第44号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定についてご説明申し上げます。

山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例第6条及び別表第2では、町の非常勤特別職の職員に支給する報酬について定めていますが、このうち、選挙執行時の投票管理者等の報酬を規定する部分について、その職名の記載内容が、根拠法令である国会議員の選挙等の執行経費の基準に関する法律の内容と異なっていることから、本条例改正により、それぞれの記載内容を合わせることで、さらに適正な選挙執行を確保しようとするためのものです。

具体的には、現在の条例規定では、投票管理者について、投票所の投票管理者と期日前投票所の投票管理者に区分されておらず、また、投票立会人についても、投票所の投票立会人と期日前投票所の投票立会人に区分されていないため、これらを法律の規定と合わせる内容です。

以上、十分ご審議の上ご承認をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより、質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

議案第44号を採決します。

議案第44号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、議案第44号 山ノ内町特別職の職員の給与に関する条例の一部を改正する条例の制定については、原案のとおり可決されました。

6 陳情第6号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情書

7 陳情第7号 さらになる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書

8 陳情第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書

9 陳情第9号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める陳情書

議長（白鳥金次君） 日程第6 陳情第6号から日程第9 陳情第9号までの4件を一括上程し、

議題とします。

ただいまの陳情4件につきましては、去る6月9日の本会議において社会文教常任委員会に審査を付託してありますので、委員長から審査の報告を求めることにします。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長(高田佳久君) 8番 高田佳久。

それでは、陳情審査の報告をさせていただきます。

令和7年6月25日

山ノ内町議会 白鳥金次様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳情審査報告書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条(第94条準用)により報告します。

記

1. 受理番号 第6号
2. 受理年月日 令和7年5月2日
3. 件名
(陳情第6号) 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情書
陳情者 長野市県町593 長野県高校教育会館3階
長野県社会保障推進協議会
代表委員 宮沢裕夫ほか5名
4. 付託年月日 令和7年6月9日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査経過につきまして補足の説明をさせていただきますが、表決の結果ですが、陳情第6号は、全会一致で採択すべきものと決定いたしました。

陳情審査では、健康福祉課医療保険係より、国民健康保険における保険給付費及び保険税の影響などについて説明を受けました。高額医療費の見直しによる財政影響では、保険給付費の減による保険税の減額が見込まれるとのことでしたが、住民に必要な医療を保障するセーフティネットとしての役割を果たすべきとの意見が主要なものでした。

また、討論については賛成討論が1人でした。

続いて、陳情第7号から9号ですが、記までの前文を省略させていただきますので、議事録への掲載をお願いいたします。

令和7年6月25日

山ノ内町議会 白鳥金次様

社会文教常任委員長 高田佳久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第7号
2. 受理年月日 令和7年5月16日
3. 件 名
(陳情第7号) さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書
陳 情 者 中野市一本木字太田455 教育会館内
長野県教職員組合中高飯水支部山ノ内単組
執行委員長 小林一久
4. 付託年月日 令和7年6月9日
5. 審査結果 全て採択すべきものと決定
続きまして、陳情第8号についてご報告いたします。

令和7年6月25日

山ノ内町議会 白 鳥 金 次 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第8号
2. 受理年月日 令和7年5月16日
3. 件 名
(陳情第8号) 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書
陳 情 者 中野市一本木字太田455 教育会館内
長野県教職員組合中高飯水支部山ノ内単組
執行委員長 小林一久
4. 付託年月日 令和7年6月9日
5. 審査結果 採択すべきものと決定
続きまして、陳情第9号についてご報告いたします。

令和7年6月25日

山ノ内町議会 白 鳥 金 次 様

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

陳 情 審 査 報 告 書

当委員会に付託された陳情を審査の結果、下記のとおり決定したので、山ノ内町議会会議規則第95条（第94条準用）により報告します。

記

1. 受理番号 第9号
2. 受理年月日 令和7年5月16日
3. 件名
(陳情第9号) カリキュラム・オーバーロードの改善を求める陳情書
陳情者 中野市一本木太田455 教育会館内
長野県教職員組合中高飯水支部山ノ内単組
執行委員長 小林一久
4. 付託年月日 令和7年6月9日
5. 審査結果 採択すべきものと決定

それでは、審査の経過についてご説明いたします。

表決の結果ですが、陳情第7号、8号は全会一致、9号につきましては賛成多数5人ということで、採択すべきものと決定しました。

陳情7号から9号の審査では、こども未来課学校教育係より、町費充当職員、また、県加配職員などの職員体制及び児童・生徒数、カリキュラムに対する状況などについて説明を受けております。

陳情第7号、8号では、県からの加配は6名、さらに町費職員31人のうち23人が教員とのことでしたが、自主財源による手厚い増員を実施しているため費用が増大傾向となっております。また、地方6団体の国に対する要望内容を確認した上で判断としております。

討論につきましては、賛成討論が1人でした。なお、陳情第7号、8号につきましては、以前より同様の陳情を山ノ内町議会では受理いたしまして、当議会では採択した上で意見書を関係行政庁に提出してございます。

陳情第9号では、当町においてカリキュラム・オーバーロードに関しての問題があるとは聞いていないとのことでしたが、子供たちの豊かな学びを保障するため、次期学習指導要領の改訂に合わせた検討が必要との意見が委員会では主要なものとなっております。

討論については、賛成、反対討論各1人でした。

以上で補足説明を終わりますが、4件の陳情に対しまして、皆様のご賛同をよろしく願いいたします。

議長（白鳥金次君） ただいま報告いただきました陳情第7号から陳情第9号について、省略されました前文につきましては、会議録に登載いたします。

これより、委員長報告に対し議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

陳情第6号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第6号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第6号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、陳情第6号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第7号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第7号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第7号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、陳情第7号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第8号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第8号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第8号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、陳情第8号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

陳情第9号について質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

陳情第9号を採決します。

本案に対する社会文教常任委員長の報告は採択であります。

陳情第9号を委員長報告のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、陳情第9号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める陳情書は、社会文教常任委員長の報告のとおり採択することに決定しました。

10 発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について

11 発委第5号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書の提出について

12 発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について

13 発委第7号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出について

議長（白鳥金次君） 日程第10 発委第4号から日程第13 発委第7号までの4件について一括上程し、議題とします。

提案理由の説明を求めます。

高田社会文教常任委員長、登壇。

(社会文教常任委員長 高田佳久君登壇)

社会文教常任委員長（高田佳久君） 8番 高田佳久。

先ほどは陳情をお認めいただきましてありがとうございます。それを受けましての意見書の提出となります。

発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年6月25日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久
令和7年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 白鳥 金次

それでは、内容を朗読させていただきたいと思います。

高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書

医療機関等での患者の自己負担が一月当たりの上限額を超えた際に、その超過分を支給する高額療養費制度は、患者の負担を軽減し、国民に必要な医療を保障するセーフティーネットとして役割を果たしています。

令和7年度政府予算案には、高額療養費の自己負担上限額を8月から段階的に引き上げる見直しが盛り込まれていました。しかし、政府は、がん患者団体や国民の声を受けて、今国会で高額療養費の自己負担上限額の引上げを見送り、今年秋までに改めて方針を検討し決定すると表明しています。

高額療養費は、がん患者をはじめ重篤な疾患の患者にとってまさに命綱です。自己負担上限額の引上げは診療抑制や治療継続の断念につながりかねません。今、日本は物価上昇に賃金が追いつかず、家計が厳しい状況にあります。その上、重篤な疾患の患者には就労制限を余儀なくされている方も多く、高額な治療費の支払いにより困難な生活を強いられています。本来であれば物価上昇分を考慮して患者負担を減らすべきです。

以上の趣旨から、以下の項目について求めます。

記

1. 今後も高額療養費の自己負担上限額の引上げは行わないこと。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月 日

内閣総理大臣 様
厚生労働大臣 様
財務大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 白鳥 金次

続いて、発委第5号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年6月25日 提出

社会文教常任委員長 高田 佳久
令和7年6月 日 議決

山ノ内町議会議長 白鳥 金次

内容について朗読させていただきます。

さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書

2025年度から小学校の学級定員は全学年で35人となりました。しかし、多様化し複雑化する教育への要請に応えるためには、中学校を含めさらなる学級定員の引下げが望まれます。

長野県では、2013年度に小・中学校全学年で35人学級が実現しました。また、複式学級の定員についても、独自に小・中学校とも8人としています。しかし、義務標準法の裏づけがないため財政的負担は大きく、学級増による教員増の多くを臨時的任用で対応している状況です。また、小学校の専科教員は国基準で配置され、県基準の学級数と連動していないという課題もあります。

学校現場は膨大な業務量に加え、一人ひとりの子供に寄り添った対応が求められ、深刻な人手不足の状況です。教員は多忙を極め、教材研究や授業準備も勤務時間内に行うことは極めて困難になっています。豊かな学びを実現するためには、さらなる少人数学級推進と教員の持ち授業時数軽減のための抜本的な教員定数の改善が不可欠です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. どの子にも行き届いた教育をするため、国の責任で以下の3点を検討し、必要な教育予算を確保すること。

- (1) さらなる少人数学級の推進
- (2) 複式学級の学級定員の引下げ
- (3) 教員基礎定数算出に用いる「係数」の改善

以上、地方自治法第99条の規定により、意見書を提出いたします。

令和7年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 白鳥金次

続いて、発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年6月25日 提出

社会文教常任委員長 高田佳久

令和7年6月 日 議 決

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

それでは、内容について朗読させていただきます。

義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書

義務教育費国庫負担制度については、2006年に国庫負担率が2分の1から3分の1に引き下げられました。厳しい財政状況の中、独自財源により教員配置を行っている自治体もありますが、公教育において自治体間の格差が生じることは大きな問題です。国の責任で十分な教員配置のための財源保障をし、全国どこに住んでいても子供たちが一定水準の教育を受けられるようにすることは憲法上の要請です。

よって、国会及び政府におかれては、地方教育行政の実情を十分に認識され、地方自治体が計画的に教育行政を進めることができるよう、2026年度予算編成の件につき、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 教育の機会均等とその水準の維持向上のために、必要不可欠な義務教育費国庫負担制度を堅持し、負担率を拡充すること。

以上、地方自治法第99条の規定により意見書を提出いたします。

令和7年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
財務大臣 様
総務大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

最後になりますが、発委第7号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出について。

地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により、関係行政庁に対し、意見書を別紙のように提出するものとする。

令和7年6月25日 提 出

社会文教常任委員長 高 田 佳 久

令和7年6月 日 議 決

山ノ内町議会議長 白 鳥 金 次

カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書

今、全国の学校現場では、小・中・高を合わせると41万人を超える不登校の子供の数（2023年度）が文科省調査で明らかになっています。とりわけ小・中学校では11年連続で増加し、過

去最多となっています。また、貧困・いじめ・教職員の未配置など解決すべき課題が山積しており、教職員の長時間労働の実態も改善されず、子供たちの豊かな学びを保障するための教材研究や授業準備の時間を十分に確保することが困難な状況となっています。

学習指導要領の改訂は、子供たちの豊かな学びの保障や教職員の働き方改革に大きく関わります。カリキュラム・オーバーロードの状態等を改善することが喫緊の課題です。このため、次期学習指導要領の内容の精選や標準授業時数の是正が強く求められます。

つきましては、下記の措置を講じられるよう強く要請します。

記

1. 子供の豊かな学びを保障するためカリキュラム・オーバーロードの早期改善及び学習指導要領の内容の精選を行うこと。

以上、地方自治法（昭和22年法律第67号）第99条の規定により意見書を提出する。

令和7年6月 日

衆議院議長 様
参議院議長 様
内閣総理大臣 様
文部科学大臣 様

長野県山ノ内町議会議長 白鳥金次

以上となりますが、皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） これより、議案ごとに質疑、討論、採決を行います。

発委第4号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第4号を採決します。

発委第4号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（全員起立）

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第4号 高額療養費の自己負担上限額の引き上げをしないことを求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第5号について、質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第5号を採決します。

発委第5号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第5号 さらなる少人数学級推進と教員増のための教育予算確保を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第6号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第6号を採決します。

発委第6号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第6号 義務教育費国庫負担制度の堅持・拡充を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

発委第7号について、質疑を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

(発言する者なし)

議長（白鳥金次君） 討論なしと認め、討論を終わります。

発委第7号を採決します。

発委第7号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

(全員起立)

議長（白鳥金次君） 起立全員です。

したがって、発委第7号 カリキュラム・オーバーロードの改善を求める意見書の提出については、原案のとおり可決されました。

ここで、議場整理のため、午後3時15分まで休憩いたします。

(休憩)

(午後 3時06分)

(再開)

(午後 3時15分)

議長(白鳥金次君) 休憩前に続き会議を開きます。

14 発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議について

議長(白鳥金次君) 日程第14 発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議についてを議題とします。

地方自治法第117条の規定によって、徳竹栄子議員の退場を求めます。

(7番 徳竹栄子君退場)

議長(白鳥金次君) 提案者の説明を求めます。

11番 山本光俊議員、登壇。

(11番 山本光俊君登壇)

11番(山本光俊君) 11番 山本光俊です。

それでは、発議第1号について申し上げます。

発議第1号

令和7年6月25日

山ノ内町議会議長 白鳥金次様

提出者、山ノ内町議会議員、山本光俊

賛成者、山ノ内町議会議員、高田佳久、畔上恵子、小林 仁、小林克彦、渡辺正男、湯本るり子

徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議について

上記の議案を別紙のとおり、会議規則第14条第1項及び第2項の規定により提出します。

決議案第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議

山ノ内町議会は、町民の信頼に応え、地方自治の基本理念に基づく公正で透明な議会運営を行う責務を負っている。しかしながら、徳竹栄子議員は、以下の行為により町民全体の奉仕者としての責務を果たすべき議員としての適格性に欠け、町民の信頼を著しく損なう結果を招いている。

1. 予算決算審査委員会における侮辱的な発言

徳竹栄子議員が予算決算審査委員会にて修正案に対する討論の中で、選挙公約は法的な根拠を持たないため特に守らなくてもいいので、スーパーのチラシと一緒に、ここにいる議員の皆さんも一緒との趣旨の発言をしている。選挙公約は町民との約束事であり、達成に向け鋭意邁進することが為政者に求められています。政治を志し、選挙にて公約を掲げ当選した我々山ノ内町議会議員に対する侮辱的な発言であり、また、公約に期待し1票を投じられた町民の皆さんに対しての裏切り行為でもありますので、とても看過することはできません。

2. 地方自治の根幹に関する問題

徳竹栄子議員の行為は、地方自治の主体である町民に対する不当な権利侵害であり、町民の

信頼を著しく失墜させるものである。徳竹栄子議員の言動がもたらす影響は民主的な意思形成を阻害するなど、地方自治の根幹に関わる深刻な問題として本町に大きな不利益をもたらすものと言わざるを得ない。地方自治の根幹を守り、議会の信頼を回復するためにも、議会としてこうした言動を厳しく非難し、再発防止に向け具体的な行動を取る必要がある。これらの行為に鑑み、山ノ内町議会は、地方自治法にのっとり、徳竹栄子議員に対し、自らの行動を深く反省し速やかに議員辞職をされることを強く勧告する。

以上、決議する。

令和7年6月25日

山ノ内町議会

以上です。皆様のご賛同をよろしくお願いいたします。

議長（白鳥金次君） ここで、ただいま除斥されています徳竹栄子議員から、地方自治法第117条ただし書きの規定によって、会議に出席して発言したいとの申出があります。この申出に同意することについては、起立によって採決します。

この申出に同意することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 起立多数です。

したがって、徳竹栄子議員の申出に同意することに決定しました。

徳竹栄子議員の入場を許します。

（7番 徳竹栄子君入場）

議長（白鳥金次君） 徳竹栄子議員の発言を許します。

7番 徳竹栄子議員、登壇。

（7番 徳竹栄子君登壇）

7番（徳竹栄子君） 議長、そして議員の皆様、このたびは弁明の機会を与您にいただきありがとうございます。

去る6月11日開催されました補正予算審査委員会における私の発言について弁明をさせていただきます。

こたびの事態を招いた一番の要因は、公約に関する説明の中で、インターネット上に記載されていた投稿情報を引用したことです。私が、公約をスーパーのチラシに例えたことについて、議員や政治活動を軽視しているのではないかとご指摘をいただきました。まず、そのように感じさせてしまったことについて、心よりおわび申し上げます。私としては決して議員や政治活動を揶揄した、軽んじたりする意図は一切ございませんでした。また、公約の重要性、町民の1票の重み、軽んじたことは決してありません。むしろ有権者の皆さんに公約というものがどういう仕組みででき、どう実現に向かっていくかを身近な言葉で伝えたかったのが、本音です。

スーパーのチラシと言ったとはいえ、こういった共通点があると思ったからです。例えば、チラシは、この商品がお得ですと知らせ、お客様に来てもらうための広告です。公約もまた、

政策を実現しますと知らせ、有権者に信頼してもらい、投票をお願いするという点ではアピールの手段として似てるといったんです。もちろん、チラシの商品はすぐに手に入りますけれども、公約は実際に実現するまでは、制度や予算や議会での合意が必要で時間もかかります。また、チラシの商品に不備があれば、お店は責任を取りますが、公約は、実現しなかったときは法的な責任は取らないわけではないという、そういう点は違います。このように、あくまでも私は生活に身近なもので分かりやすく伝えるための比喻として使ったものでした。決して議員の皆様、町民の皆様に対し愚弄したつもりは全くありません。

委員会の中で、当該発言中に、高田議員と山本議員が、正直、大きな声でどなるように聞こえて私は驚いたのです。頭の中が真っ白になりました。言いたいことも言えず、何を言ったか分からなくなった状況に陥り、謝罪をしろと求められましたが、冷静さを欠き、十分な反省の意を伝えられませんでした。結果として不快に感じられたという方がいらっしゃるということについては、本当に私の言葉の選び方に配慮が足りなかったと深く反省いたします。

議員の皆様は、日々真面目に政策や地域の課題に取り組まれていることは、私は本当に敬意を持っております。そんな皆様の公約を軽んじてなど絶対にありません。そして私は、公約は大切であるということはずっと認識して今までできました。今後は、より丁寧に、言葉を選びながら発言していけるよう心がけていきます。そして、信頼回復に努め、残された2年間、誠心誠意、町、町民のため、議員としての責務を誠実に果たしていく所存です。今後とも変わらぬご指導とご鞭撻を賜りまして、よろしくお願い申し上げます。

以上、私の弁明とさせていただきます。貴重なお時間をいただき、ありがとうございました。

議長（白鳥金次君） 徳竹栄子議員の退場を求めます。

（7番 徳竹栄子君退場）

議長（白鳥金次君） これより質疑、討論、採決を行います。

質疑を行います。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 質疑なしと認め、質疑を終わります。

討論を行います。

初めに、原案に対して反対討論はありますか。

4番 志鷹慎吾議員、登壇。

（4番 志鷹慎吾君登壇）

4番（志鷹慎吾君） 発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議について、反対の立場で討論させていただきます。

先ほど行われた議会全員協議会で、徳竹栄子議員が謝罪いたしました。そして、先ほど、ここでの発言もありました。私は、その真摯な反省の意を重く受け止めております。

6月11日の予算決算審査委員会における発言は、情報の確認不足と配慮に欠ける点があったことは事実であり、議員各位に不快な念を抱かせたことに対して、徳竹議員自身も深く反省し

ていると認識しました。

徳竹議員は、これまでも、住民のために誠実に活動に取り組んできました。今回の発言は、確かに軽率な面があったかもしれませんが、それは決して各議員を侮辱する意図があったものではないと確信しています。情報の確認が甘かったという自身の認識の甘さを率直に認め深く反省している姿勢は、真摯なものだと受け止めています。徳竹議員は、今回の件を通じて、議員としての重責を改めて自覚し、今後一層、慎重かつ誠実に職務を全うする決意を固めていると思います。

私は、先ほどの謝罪が単なる言葉に終わらず、今後の徳竹議員の行動を通じて、その誠意が示されるものと確信しています。議員各位におかれましては、徳竹議員の今回の謝罪を温かく受け止めていただき、今後の再起の機会を与えていただければ幸いです。そして、引き続き建設的な議論が行われることを願っております。

議長（白鳥金次君） 次に、賛成者の発言を許します。

8番 高田佳久議員、登壇。

（8番 高田佳久君登壇）

8番（高田佳久君） 発議第1号につきまして、賛成の立場で討論させていただきます。

先ほど、徳竹栄子議員より、弁明というお言葉をいただきました。先ほど、志鷹議員からも、前段での全協で徳竹議員より謝罪といった発言がありましたが、私、その弁明、聞かせていただいた中で、2点ほど、ご指摘させていただきたいと思います。

徳竹議員は、インターネットの情報を引用したというような発言がございましたが、引用することに特に問題はないかと思えます。ただし、自己の意見、自分の考えを述べている分には、私は本人の発言である以上、別に看過するという責めを負うということとはしないでもよろしいか、もしくは、謝罪という行為で許容できる範囲と考えておりますが、今回の場合につきましては、先ほど、弁明の中で発した言葉の中になかったのが、特に守らなくていいんだと、要は、法的根拠を持たないものであるから守らなくていいという言葉は、これは私は絶対的に違うと思えます。守るべきものであって、実現するかしないかは、その後のことであって、守るべき姿勢というのが大事でありますので、言葉として、守らなくていいという発言があったことに対しては、看過できないと私は思っております。

そして、もう一点、その部分を踏まえて、私はこう思っておりますというのであればよかったんですが、委員会の席上において、ここにいらっしゃる議員の皆さんも、みんな一緒でしょう、要は、私は巻き添えを食らったわけです。そして、先ほどの弁明の中で、高田議員と山本議員が、大きな声を発したと言っていますが、私も、5回選挙に出て、公約を掲げさせていただいて鋭意邁進してきましたが、自己の意見、批判の発表に必要な限度を超えた徳竹栄子議員の発言に対して、議員として正常な感情を反発する言葉、いわゆる無礼な言葉というふうに私は受け取ったので、発言をさせていただきました。やはり、感情を逆なでするような言葉を言われた、そこまでの言葉を言われたということを皆さんにはよく理解していただいて、この

発議第1号には賛成をしていただきたいと思います。

私の賛成討論をこれで終わりにします。

議長（白鳥金次君） 次に、反対討論の発言を許します。

13番 小田孝志議員、登壇。

（13番 小田孝志君登壇）

13番（小田孝志君） 13番 小田孝志です。

徳竹栄子議員に対する本辞職勧告決議案に対し、反対の立場から討論を行います。

予算決算審査委員会の席上での徳竹議員の発言は、議員諸氏を侮辱する大変失礼な発言であると私も思っています。しかし、この件については、徳竹議員自身、深く反省しており、先ほどの議会全員協議会において反省の弁を述べています。今回は、いきなりレッドカードが出されている感があり、決議案の内容そのものというのではなく、このタイミングでそれを出すこと自体に反対であります。

以下、理由を申し上げます。

まず第一に、内容の性格上、慎重に考え進めるべきであると思います。本来、事件があったときは、まず、本人の弁明をしっかりと聞いて、謝罪の弁を聞いた後、議員内で十分な議論をしてから辞職勧告の決議は出されるべきであるとは私は考えます。辞職勧告ありきで進んでいるように思えてなりません。仮に、議員の言動や行動に問題があったとしても、その内容と程度が辞職を勧告するに値するほど重大かつ明白かどうかは、慎重に検討を要する問題です。議会は、法と根拠に基づく理性的な判断を行う場であり、感情的なことによって一議員の去就を左右してはなりません。

第二に、当議会では、少なくとも過去26年間、辞職勧告の決議案の提出はなかったということでございます。この間、議会内外での議員の発言や行動において問題のある事件、いわば、議会の侮辱した事件がなかったかと言えば、そうではないと思います。そのたびに、議員諸氏は、その賢明さと寛容さをもって対応してこられたのではないのでしょうか。今まで先輩たちが築いてきた議員の品位と品格を崩してよいものでしょうか。

第三に、本人の精神的負担です。ご承知のとおり、議員辞職勧告は可決されたからといって法的な拘束力はなく、その議員が辞職する義務はありません。町民から負託を受けた徳竹議員においては、残り2年間、しっかり議員活動を全うしていただきたい。しかし、辞職勧告というレッテルが貼られたまま、十字架を背負ったままの議員活動は、本人の精神的な負担は計り知れないものがあります。

第四に、町民の反応です。この光景を見たり聞いたりした町民は、どう思うのでしょうか。2年後には議員の改選が行われます。議員の成り手不足が叫ばれている今、ますます成り手不足に拍車がかからないのでしょうか。議員間の信頼関係や議会の規律維持の観点は理解できますが、それが行き過ぎて、言論の自由や議員活動の萎縮を招いては本末転倒だと思います。

辞職勧告決議事例を私自身検索したところ、議会内外に対するハラスメント関係が圧倒的に

多く、しかも複数回でございます。酒に酔って、この場では言えないような暴言を吐いたり、暴力を振るったりという事例もありました。今回は、一委員会内での発言であり、議会全員協議会において本人が陳謝されていることを勘案し、議員辞職勧告は厳し過ぎるのではないかと思います。

以上の理由により、私は辞職勧告決議案に反対いたします。皆様の賛同をお願いいたします。

議長（白鳥金次君） 次に、賛成討論はありますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） 反対討論はありますか。

5番 塚田一男議員、登壇。

（5番 塚田一男君登壇）

5番（塚田一男君） 5番 塚田一男です。

発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議について、反対の立場から討論させていただきます。

さて、6月11日に開催された予算決算審査委員会における議案第33号 令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）の審査に関わる討論の中で、徳竹栄子議員の発言は軽率であったと思います。その背景として、情報の確認不足並びに配慮などが欠けていたのです。今般の件を受け、議員として、その重責を再認識され、言動を含め真摯な議員活動を注視したいと私は考えます。なお、辞職勧告決議は慎重であるべきではないでしょうかと私は思います。

つきましては、議員各位におかれましては、本日開催された議会全員協議会における徳竹栄子議員の謝罪を受容賜り、今後の議員活動を温かく見守っていただくことを切望し、私の反対討論といたします。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

3番 小林仁議員、登壇。

（3番 小林 仁君登壇）

3番（小林 仁君） 議長、町民の皆様、私は、議員辞職勧告決議案に賛成の立場から討論いたします。

この場に立つまで、私は自問を繰り返しました。これは本当に必要な決議なのか、徳竹議員に対して、ここまでの対応が本当に妥当なのか、できることなら、この決議に賛同の1票を投じずに済む道はないかと。

徳竹議員とは、議席を並べ、幾度となく意見を交わしてきました。その姿勢の中に町を思う誠実さを感じてきたからこそ、この決議が意味する重み、たとえ法的拘束力がなくとも、同僚を議会として去るべきだと公式に宣言するというその重さを考えれば考えるほど、私は心のどこかで最後の最後まで思いとどまりたかったです。

しかし、政治家として、どうしても超えてはならない一線があります。それは、言葉を軽んじないという原則です。選挙で掲げた公約は、ただの飾りではありません。それは町民一人ひ

とりとの契約であり、信頼の根幹です。その公約を方便と受け取られるような発言があったとき、私たちは、その言葉が町民にどれほどの失望と不信を与えるかを考えなければなりません。失言で済ませるべきかどうか、私は何度も悩みました。けれども、それが私自身の信念と矛盾するならば、私はその矛盾から目を背けてはいけないのだと思い至りました。政治は、信頼で成り立っています。信頼は言葉から生まれ、言葉によって失われます。それほどまでに私たちの言葉には責任がある。

加えて、今回の決議に至るまでの議会運営にも私は深い違和感を抱いています。日頃から繰り返されている不規則発言、無許可の離席、議場での品位を欠いた態度、そうした行為に対しては、議長を含め、この議会全体として、なぜ黙認を続けてきたのか、今回の件に限って、なぜこれほど厳格に対処されるのか、この不均衡は政治的中立性を欠いた姿に見えると町民から指摘されても仕方がないと感じております。

選別的な正義は不正義です。公平さを欠いた正義ほど危ういものはない、決して徳竹議員一人を断罪することで政治の健全さが回復されるわけではありません。むしろ、この決議を通して、私たち自身が、何を是とし何を非とするのか、その軸を町民の皆様を示さなければならないという自制の決断でもあります。私はこの決議に賛成します。それは、政治に携わる者として、言葉と責任を重んじたいという意思表示であり、また、今の議会が内包する構造の歪みに対しての明確な問題提起でもあります。感情ではなく、信念と責任をもって、私はこの1票を投じます、町民の皆様の信頼に応える政治であるために。ご清聴ありがとうございました。

議長（白鳥金次君） ほかにございますか。

（発言する者なし）

議長（白鳥金次君） ほかに討論がないようですので、これで討論を終わります。

発議第1号を採決します。

発議第1号を原案のとおり決定することに賛成の方は起立願います。

（多数起立）

議長（白鳥金次君） 賛成多数です。

したがって、発議第1号 徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議については、原案のとおり可決されました。

徳竹栄子議員の除斥を解きます。

（7番 徳竹栄子君入場）

議長（白鳥金次君） 7番 徳竹栄子議員に申し上げます。

徳竹栄子議員に対する辞職勧告決議は可決されましたので、ご報告いたします。

15 総務産業常任委員会の閉会中の継続調査について

16 社会文教常任委員会の閉会中の継続調査について

17 予算決算審査委員会の閉会中の継続調査について

18 広報常任委員会の閉会中の継続調査について

19 議会運営委員会の閉会中の継続調査について

議長（白鳥金次君） 日程第15 総務産業常任委員会の閉会中の継続審査についてから、日程第19 議会運営委員会の閉会中の継続調査についてまでの5件を一括上程し、議題とします。

以上5件につきましては、お手元に配付してあります申出書のとおり、会議規則第75条の規定によって議会閉会中の継続調査の申出がありました。

お諮りします。各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査することにご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（白鳥金次君） 異議なしと認めます。

したがって、ただいまの5件は各委員長からの申出のとおり、議会閉会中も継続調査とすることに決定しました。

発言訂正

議長（白鳥金次君） 次に、6月16日に行われました令和7年度山ノ内町一般会計補正予算（第1号）の審議における予算決算審査委員会報告について、小田孝志委員長から発言訂正の申出がありましたので、会議規則第64条の規定により、これを許可したいと思います。

ご異議ありませんか。

（「異議なし」という声あり）

議長（白鳥金次君） 13番 予算決算審査委員長。

13番（小田孝志君） 13番 小田孝志です。

ありがとうございます。

それでは、6月16日に行われました予算決算審査委員会報告に対しまして、2点の訂正をお願いしたいと思います。

資料がお手元になくて申し訳ございません。まず1点ですが、発言の内容を申し上げます。「修正案に対する採決の結果、反対6賛成5で修正案は否決すべきものと決定しました」と、この発言ですが、「反対6」を削除していただきたいと思います。

続きまして、次の、その続きで、「続いて、原案に対する採決の結果、賛成8反対3で可決すべきものと決定しました」。この中で、賛成8の次に反対3と言いましたが、この「反対3」を削除していただきたいと思います。それが大きな1番です。

また、2点目です。この審査委員会報告の最後の発言でございますが、「修正案については賛否が拮抗しましたが、町長におかれましては修正案の提案理由及び討論の内容を重く受け止めていただき、活気のあるまちづくりに向け、経済を活性化させ、町民がより住みやすい町となるよう、より一層公務に励むよう切望し、委員長の報告を終わります」と、こういうふうに発言しました。前段の部分については、つまり、「重く受け止めていただき」までは、賛否が

拮抗したというところの中で、これを重く受け止めていただきたいということで、これは委員長として全体の討論を踏まえた意見ということでご理解いただいたところでございます。後半の「活気のあるまちづくりに向け、経済を活性化させ、町民がより住みやすい町となるよう、より一層公務に励むよう切望し」のところについては、私個人の意見と捉えられるということでございますので、これは、会議規則41条第4項に違反しているということでございますので、この部分については削除をお願いしたいと思います。

以上でございます。

議長（白鳥金次君） 以上をもって、本定例会に付議されました案件の審議は全て終了しました。

議長（白鳥金次君） 閉会に当たり、一言ご挨拶を申し上げます。

本定例会は6月9日から本日までの17日間の会期でありました。一般質問では5名の議員の方々から、当町が抱えている諸課題について活発な議論をいただきました。

また、議案審査では、一般会計、特別会計の補正予算について、予算決算審査委員会での厳正なる審議をはじめ、条例の制定や一部改正、契約の締結などの重要案件をご審議いただきました。

本会議、委員会での意見や提言につきましては、今後、行財政運営に十分反映されますよう強く要望したいと思います。

また、会期中、管内視察にも精力的にお取り組みをいただきました。その成果につきましては、今後の議会活動を通じ、町政発展のため活用されますようお願いいたします。

議員各位、そして理事者、管理職各位には、円滑なる議会運営に当たり格別なご協力を賜り、本日、無事閉会を迎えられますことに感謝申し上げます。

そして、参議院議員選挙が7月20日に執行されることとなり、長野県では、1つの議席をめぐり立候補予定者や周囲の動きも活発化し、今後の選挙戦が大変注目されるところです。私たちも、国民の一人として、今回の選挙に関心を持ち、一人でも多くの声を国政に届けられるよう、有権者の皆様には1票の重さをご認識され、投票所に足を運んでくださることを期待します。

結びに、これから本格的な夏を迎え、いよいよ暑さも厳しくなっております。議員、理事者、管理職各位におかれましては、健康管理には十分留意され、明るく元気なまちづくりにご尽力賜り、ご活躍されますようご祈念申し上げ、閉会の挨拶とします。

本日の会議を閉議します。

議長（白鳥金次君） 町長から閉会の挨拶があります。

平澤町長、登壇。

（町長 平澤 岳君登壇）

町長（平澤 岳君） 令和7年第4回山ノ内町議会定例会の閉会に当たり、一言ご挨拶申し上げます。

本定例会は、6月9日から17日間にわたり開催され、一般質問では、スノーリゾート形成促進事業やふるさと納税、学校統合や給食無償化、通学の支援など、町の未来を形づくる重要な課題について実にご意見とご提案をいただきました。

また、町から提出いたしました議案につきましても、真摯なご審議の上ご承認を賜りましたこと、改めて厚く御礼申し上げます。

今年、山ノ内町は町制施行から70周年という節目の年を迎えました。先人たちがこの町を築き、育て、守ってきてくださった70年、この歴史に改めて深い敬意と感謝を表わすとともに、私たちは今、次の70年をどう歩むのかという問いに真正面から向き合わなければなりません。

この町は今、静かに、しかし確実に大きな岐路に立っています。少子高齢化、人口減少、スキー場や宿泊施設の老朽化、宿泊業への外資資本の流入、農業の後継者不足と耕作放棄地の増加、さらには、気候変動による被害が、観光にも農業にも及んでいます。本当にこのままでいいのか、私は町長として、いま一度、議員の皆様に関わりたい。過去の成功や前例だけでは、もはや乗り越えられない時代が確実にやってきています。我々が変わらなければ取り残されてしまう。私たちは今、変わらなければならない。今、挑まなければなりません。次の70年を見据え、次の世代が、この町に生まれてよかったと思える持続可能な町を、私たちの手でつくり上げていくことが求められています。

将来、町の若者たちが、こう言ってくれるような政策を、今こそ私たちは始めなければなりません。「あのとき、あの方向にかじを切ってくれて本当によかった」と、若い人たちが、「この町に帰ってきたい」と思えるように、子供たちが、「ここで育ってよかった」と胸を張れるように、高齢の方々が、「この町で最後まで暮らしたい」と安心して思えるように。

その未来をつくるのは他の誰かではありません。町を預かる私たち町執行部、議会の皆さん、そして職員一人ひとり、この町のかじ取りに関わる私たち自身なのです。もちろん、意見が違うこともあるでしょう、やり方が違うこともあるでしょう、けれども、それは健全なことです。違うからこそ議論し、意見を交わし、最善の道を探していく、それこそが自治の本来の姿であり、民主主義の強みです。

大切なのは、その議論の果てに、この町をよりよくするという一点で心をついにできるかどうかです。だからこそ私は申し上げたい。最後は“ノーサイド”です。この町を一步でも前に進めるために立場や考え方を超えて力を合わせていく、その覚悟を今こそ、私たち全員が持たなければなりません。分断ではなく対話を、自己主張ではなく未来のための連携が必要です。

変わるというのは決して過去を否定することではありません。これまでの積み重ねがあるからこそ今の山ノ内町があります。その誇りを胸に、新しい一步を恐れずに踏み出していくこと、それこそが未来への責任だと私は信じています。町を変える、それは簡単なことではありません。けれども、私は信じています。山ノ内町にはまだまだ可能性があります。変わる力も、挑

む力も、この町にはポテンシャルがあります。今、私たち一人ひとりが、その力を信じ動き出すときだと思っています。

最後になりましたが、議員各位におかれましては、これから迎える暑い夏の季節、どうか健康にご留意の上、それぞれのお立場で、なお一層ご活躍されますことを心よりお祈り申し上げます。これを閉会のご挨拶とさせていただきます。本日はありがとうございました。

閉 会

議長（白鳥金次君） これにて令和7年第4回山ノ内町議会定例会を閉会します。

お疲れさまでした。

(閉 会)

(午後 4時04分)

地方自治法第123条第2項の規定により署名する。

令和7年 月 日

山ノ内町議会議長

署 名 議 員

署 名 議 員

署 名 議 員